

「遠藤周作を偲ぶ一日」実施業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

「遠藤周作を偲ぶ一日」実施業務委託

(2) 業務内容

「遠藤周作を偲ぶ一日」実施業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月8日（金）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 支出予定額

2,709,000円（消費税相当額を含む）

(6) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書等を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書等は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書等を無効とする。

（ア）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本委託業務を実施する場合には、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

2 提案資格

提案者が満たすべき要件は、次のとおりとする。

ただし、提案者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力事業者」という。）がある場合、(8)の要件については、提案者が協力事業者のいずれかが満たすこと。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「市内」「認定市内」「準市内」かつ「行事の企画・運営・設営」を「優先順位1～4位」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 他の提案者の協力事業者でないこと。（協力事業者が他の提案者の協力事業者になることは可。）
- (8) 令和3年度から令和7年度の5年間で完了した業務（完了見込みも含む）で、国、地方自治体又は企業・団体等のイベント企画・実施に係る業務、又はそれに類する業務実績がそれぞれ1件以上あること。

3 スケジュール（予定）

内容	期限等
参加表明の手続き期限	令和8年6月26日（金）午後5時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和8年7月1日（水）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年7月7日（火）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出期限	令和8年7月21日（火）午後5時まで
ヒアリング実施日	令和8年7月29日（水）
決定・非決定通知日	令和8年7月30日（木）

見積書等提出期限	令和8年8月27日（木）
契約締結予定日	令和8年9月1日（火）

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

「参加表明書」

(2) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒851-2327 長崎市東出津町77番地

長崎市民生活部文化振興課 長崎市遠藤周作文学館（電話 0959-37-6011）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る）又はその他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認

参加表明書を提出した者については、2に掲げる提案資格を確認し、参加資格確認通知書により通知する。

ただし、2 提案資格に記載する協力事業者の有無及び（8）については、提案書にて確認することとし、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を、参加資格確認通知書により通知するものとする。

参加資格確認通知予定日 令和8年7月1日（水）

6 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書に記載の上、電子メールにより下記（3）に送信すること。

併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期限

令和8年7月1日（水）午後5時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市民生活部文化振興課 遠藤周作文学館

E-mail : endoshusaku@city.nagasaki.lg.jp 電話 : 0959-37-6011

(4) 質問に対する回答

質問回答書によりコンペ参加者全員に電子メールで回答する。

質問回答予定日 令和8年7月7日（火）

ただし、質問内容を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては、適宜回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提案書

提案書に記載する内容は次のとおりとする。

ア 「遠藤周作を偲ぶ一日」企画のコンセプトと期待される効果

イ 文学館の立地と魅力を活用したイベントの企画と期待される効果

ウ 効果的な手法を活用した回遊促進、賑わいを創出する企画と期待される効果

エ 業務実施体制（協力事業者がいる場合は明記すること）

オ 実施スケジュール

カ 業務実績（件名、年度、概要等を明記すること）

(2) デザイン案

「遠藤周作を偲ぶ一日」チラシのデザイン案を作成し、提出すること。

なお、その他イベントの企画に関連する制作物の提案がある場合は、そのデザイン案も提出すること。

(3) 参考見積書

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書を提出すること。

なお、参考見積書には、明細を記載すること。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準の一部として用いることとする。

(4) 書類作成上の注意

提案書の用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。

なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(5) 提出部数

提案書 6部（うち1部は会社名あり、5部は会社名なし、裏面を白紙とする。会社名なしの書類は、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載をしないこと。）。

デザイン案 6部

参考見積書 1部

(6) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(7) 提出場所

〒851-2327 長崎市東出津町 77 番地

長崎市民生活部文化振興課 長崎市遠藤周作文学館（電話 0959-37-6011）

(8) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

8 ヒアリング

提出された提案書等について、提案者から説明を受けるため、ヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和 8 年 7 月 29 日（水）（詳細については別途、通知する。）

(2) 持ち時間

説明 20 分以内及び質疑応答 10 分程度 計 30 分程度

(3) 出席者

3 人以内とする。

(4) その他

説明は事前に提出された提案書等に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

提案書等及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和 8 年 7 月 30 日（木）

10 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、以下の項目等により、提案書等及びヒアリングを総合的に評価して選定する。

(1) 企画力

ア 企画立案能力

本業務の目的、内容を理解し、遠藤周作および遠藤文学館の魅力を市内外へ発信できる提案であり、当該業務の目的の達成に効果が期待できるものとなっているかを評価する。

イ デザイン・印刷物等制作

事業を効果的に周知するものにつながるものであるかを評価する。

(2) 的確性

ターゲットを明確にし、全体スケジュールを考慮したものであるかを評価する。

(3) 実現性

提案内容に説得力がある場合、提案内容の実現を裏付ける類似実績が明示されている場合に評価する。

(4) 独創性

提案事業者のノウハウや知識、経験等を活かした創意工夫が見られ、独創性の高い提案であるかを評価する。

(5) 業務実施体制

業務を確実に履行できる実績・実施スケジュール・組織体制となっているか。

(6) 参考見積金額

1 1 契約書の作成の要否

要

1 2 担当課

〒851-2327 長崎市東出津町 77 番地

長崎市市民生活部文化振興課 遠藤周作文学館

E-mail : endoshusaku@city.nagasaki.lg.jp

電話 : 095-829-1235

FAX : 095-829-1262